

2022年4月27日
東海旅客鉄道株式会社

「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく
環境影響評価書【川崎市】の変更届の提出について

当社では、川崎市環境影響評価に関する条例（以下、条例）に基づき「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価書【川崎市】（平成26年8月）」（以下、環境影響評価書【川崎市】）を作成し、公表しております。

この度、環境影響評価書【川崎市】に記載された事項について一部変更を行うことから、条例に基づく届出を行いましたので、お知らせします。

なお、今回の変更により、環境影響評価書【川崎市】に記載している環境保全のための措置及び評価の内容が変わるものではありません。

1. 提出した資料

法対象条例方法書等変更届

2. 変更の内容

環境影響評価書【川崎市】における、工事位置E地区（片平非常口）に関する次の項目を変更しました。

○「資料編【事業特性】3 工事計画」における以下の箇所を変更しました。

- ・表 3-2-5 工事工程表（ページ：事 3-2-6）
- ・表 3-3-5 建設機械台数（ページ：事 3-3-11）
- ・表 3-4-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数（ページ：事 3-4-3）

○「資料編【環境影響の調査、予測及び評価の結果】1 地域交通（交通混雑、交通安全）」における以下の箇所を変更しました。

- ・表 1-8-1（5）工事車両の走行台数（ページ：環 1-8-3）

3. その他

- ・届出した資料については、当社のホームページに掲載します。
- ・川崎市内ではその他の工事についても、環境影響評価書【川崎市】に記載された事項について変更を行う場合には、その都度、同様の手続きを行います。